

群馬県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱

制 定 令和2年3月6日 蚕園第30339-2号
最終改正 令和3年2月19日 蚕園第30339-3号

(趣旨)

第1 知事又は農業事務所長（以下「所長」という。）は、群馬県農業の振興に資するため、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村等に補助金（取組主体助成金を含む。以下同じ。）を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率等)

第2 この要綱による補助の対象となる事業、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助事業者)

第3 補助事業者（規則第5条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 市町村
- (2) 群馬県農業再生協議会
- (3) 実施要綱の第3の2の(2)に定める地域農業再生協議会
- (4) 実施要綱の別表2に掲げる取組主体
- (5) リース方式による農業機械等の導入に取り組む場合にあつては、リース事業者

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助金の申請)

第4 規則第4条第1項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業ごとに別記様式第1号により、知事又は所長が指示する日までに申請するものとする。

(交付の条件)

第5 知事又は所長は、規則第6条の2の規定に基づき、交付の決定に次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 規則、この交付要綱、実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領(令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。)その他の産地生産基盤パワーアップ事業について定められた規則等に従うこと。
- (2) 補助事業者は、補助対象経費(事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (3) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させる場合があること。
- (4) 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第13条第4号の規定により農林水産大臣が定めた機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具であること。
- (5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条の規定により定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」という。)であること。
- (6) 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事又は所長の承認を受けなければならないこと。
- (7) (3)の規定は、(6)の規定による承認をする場合において準用されること。
- (8) 補助金は、補助事業以外の用途にこれを使用してはならないこと。
- (9) 補助事業の遂行において第3の2に掲げる者(以下「暴力団等」という。)から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- (10) その他、知事又は所長が必要と認める条件

2 知事又は所長は、市町村以外の取組主体に対して補助金の交付を決定するときは、規則第6条の2に基づき、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。
- (2) 取組主体は、(1)により売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱(令和2年2月28日付け元生産第1694号農林水産事務次官依命通知。以下「国の交付要綱」という。)の別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

(間接補助事業)

第6 補助事業者は、交付の目的に従って相当の反対給付を受けないでなす補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の間接補助金の交付をする場合は、第5の1の各号に掲げる条件に準じた条件を付すものとする。
- 3 補助事業者は、市町村以外の取組主体に第1項の間接補助金の交付をする場合は、第5の2の各号に掲げる条件に準じた条件を付すものとする。
- 4 第1項の間接補助金は、暴力団等に交付しないものとする。

- 5 補助事業者は、間接補助事業者が暴力団等であることを知ったときは、間接補助金の交付を取り消すものとする。
- 6 補助事業者は、間接補助事業者が暴力団員等から不当な要求行為を受けたことを知ったときは、県に報告し、警察に通報するものとする。

(着工)

第7 事業の着工は、規則第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、実施要綱の第4の2の(4)の規定に基づき交付の決定より前に着工する場合にあっては、別記様式第2号により知事又は所長に届け出なければならない。

(変更承認申請)

第8 補助事業者は、規則第9条第1項各号に掲げる事項を行おうとする場合、別記様式第3号により申請するものとする。この場合において、規則同条同項第1号の知事又は所長があらかじめ認める軽微な変更は、別表の「重要な変更」の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(指示申請)

第9 補助事業者は、規則第9条第2項の規定に基づき知事又は所長の指示を求める場合には、事業が予定の期間に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事又は所長に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10 規則第10条に規定する報告は、補助事業に係る年度の12月31日現在において、別記様式第4号により当該年度の1月10日までに知事又は所長に提出するものとする。
ただし、第11による概算払の請求をもってこれに代えることができるものとする。
2 知事又は所長は、前項に定める時期のほか、本事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(概算払)

第11 補助事業者は、規則第7条第2項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号を知事又は所長に提出するものとする。
2 補助事業者は、概算払により間接補助事業者に交付すべき補助金の交付を受けた場合においては、当該補助金を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第12 規則第11条の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとする。
2 実績報告書の提出期日は、原則として事業完了後20日又は翌年度の4月3日のいずれか早い日とする。ただし、知事又は所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

(額の確定)

第13 規則第7条第1項の規定に基づき確定する補助金の額は、次の各号により算出した額の合計額とする。
(1) 補助事業者が取組主体である場合は、事業に要した配分経費ごとの実支出額に別表に定められている補助率を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額(変更された場合は変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。
(2) 補助事業者が取組主体でない場合は、事業に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する取組主体の事業に要した実支出額に別表に定められている補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金の額(変更された場合は変更された額とする。)との最も低い額

の合計額とする。

(消費税等仕入控除税額の取扱い)

第14 申請者又は補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱うものとする。

- (1) 第4の申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、申請者は、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。
- (2) 第12の実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、補助事業者は、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。この場合において、知事又は所長は精算条件を付した上で消費税等仕入控除税額を含めて規則第5条第1項に基づく補助金の交付決定を行うとともに、消費税等仕入控除税額を除いて規則第7条第1項に基づく補助金額の確定（以下「額の確定」という。）を行うものとする。
- (3) 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額が確定し次第、別記様式第7号により速やかに報告しなければならない。この場合において、知事又は所長は、返還条件を付して額の確定を行うとともに、本号前段の報告に基づき消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により、知事又は所長に報告しなければならない。

(書類の保管)

第15 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の耐用年数に基づく処分制限期間を経過しない場合においては、国の交付要綱の別記様式第9号による財産管理台帳その他の関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第16 市町村は、補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、国の交付要綱の別記様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。この場合において、同様式の表に「国」とあるのは、「県」と読み替えるものとする。

附則（令和2年3月6日）

- 1 この要綱は、令和2年3月6日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、群馬県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成29年4月3日付け蚕園第30339-1号）は廃止する。
- 3 2による廃止前の群馬県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附則（令和3年2月19日）

- 1 この要綱は、令和3年2月19日から適用する。

別表

補助対象経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>実施要綱に基づいて行う事業に係る次のⅠ及びⅡに掲げる取組に必要な経費</p> <p>Ⅰ 基金事業</p> <p>1 収益性向上対策</p> <p>(1)整備事業 Ⅱに準ずる。</p> <p>(2)生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等</p> <p>(3)効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等</p> <p>2 生産基盤強化対策</p> <p>(1)農業用ハウスの再整備・改修</p> <p>(2)果樹園・茶園の再整備・改修</p> <p>(3)農業機械の再整備・改良</p> <p>(4)生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理</p> <p>(5)生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援</p> <p>(6)全国的な土づくりの展開</p>	<p>Ⅰ 基金事業</p> <p>1 収益性向上対策</p> <p>(1)整備事業 Ⅱに準ずる。</p> <p>(2)生産支援事業 ア 導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする。 イ 事業費の1/2以内（ただし、実施要綱別表2の補助率の欄のただし書により生産局長等が別に定める場合にあつては、定める率又は額以内）とする。</p> <p>(3)効果増進事業 定額(1/2相当)とする。</p> <p>2 生産基盤強化対策</p> <p>(1)及び(3)の事業 事業費の1/2以内とする。</p> <p>(2)の事業 事業費の1/2以内（ただし、実施要綱別表2の補助率の欄のただし書により生産局長等が別に定める場合にあつては、定める率又は額以内）とする。</p> <p>(4)及び(5)の事業 定額（ただし、実施要綱別表2の補助率の欄のただし書により生産局長等が別に定める場合にあつては、定める率又は額以内）とする。</p> <p>(6)の事業 定額（ただし、実施要綱別表2の補助率の</p>	<p>1 経費の欄に掲げる各項目の相互間における経費の増減</p> <p>2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 経費の欄に掲げる各項目の経費の事業費の30%を超える増又は補助金の増</p> <p>4 経費の欄に掲げる各項目の経費の事業費又は補助金の30%を超える減</p>

<p>II 整備事業</p> <p>1 整備事業費</p> <p>2 附帯事務費</p>	<p>欄に定める欄のただし書により生産局長等が別に定める場合にあつては、別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限) とする。</p> <p>II 整備事業</p> <p>事業費の1/2以内(ただし、実施要綱別表の補助率の欄のただし書により生産局長等が別に定める場合にあつては、定める率又は額以内) とする。</p>		
--	---	--	--